

## 臨時的任用職員募集案内

北海道立旭川美術館では、常時勤務を要する職に欠員が生じたため、その代替として、次のとおり臨時的任用職員を募集します。

### ○ 募集内容

項目	内容
職名	臨時学芸員
採用予定人数	1名
業務内容	展示資料の収集、保存及び展示等の業務（任期の定めのない常勤職員（正職員）と同等の業務に従事）
応募要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・年齢制限なし</li><li>・学歴不問</li><li>・必要な資格：博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者</li><li>・次に該当する方は、応募できません。 地方公務員法第16条に該当する方 現在道職員である方（教員、警察官、任期付職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。） 道の再任用制度の対象となる方</li></ul>
任用期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで ※欠員等の状況に応じて、最大6か月以内で更新される場合があります。
所属	北海道立旭川美術館
勤務地	旭川市
勤務日・勤務時間	勤務日：週5日（月曜日以外の週5日。土曜日、日曜日勤務の場合あり） 勤務時間：8時45分から17時30分 休憩時間：12時00分から13時00分
休日	月曜日、月曜日以外の週1日、祝日（勤務の場合は代休）及び年末年始（12月29日から1月3日）
給与	北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給します。
手当等	期末・勤勉手当、寒冷地手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等を支給要件に応じて支給します。
休暇	年次有給休暇：6か月で10日以内（任用月数により計算） 夏季休暇：5日（6月から10月）
服務	地方公務員法等に基づく関係規定が適用されます。
社会保険等	北海道公立学校共済組合短期組合員、厚生年金保険

○ 応募方法

- ・ 臨時的任用職員選考申込書（別記様式）を下記まで持参又は郵送してください。

応募期限	令和8年3月20日
応募先	〒070-0044
	旭川市常磐公園内
問い合わせ先	0166-25-2577
	北海道立旭川美術館総務課

※封筒に「臨時的任用職員選考申込書在中」と朱書してください

※経歴・職歴は漏れなく記入してください。なお、申込書は返却しません。

○ 応募から任用までの流れ

①申込み	応募期限までに、選考申込書を提出（必着）
↓	
②書類選考	3月24日までに書類選考を実施
↓	
③書類選考結果	3月24日までに書類選考結果を通知（合格者には任用選考日時等を通知）
↓	
④任用選考	3月25日に任用選考を実施
↓	
⑤任用選考結果	3月25日に任用選考の結果を通知（合格者には、採用に必要な書類の提出等を通知）
↓	
⑥正式任用	4月1日付け任用（予定）

※任用選考について

- ・ 北海道立旭川美術館で実施します。
- ・ 合格者は、任用選考の得点の高い順に決定します。ただし、任用選考には一定の基準があり、基準に満たない場合は不合格となります。